

# 元気がでる

# 就学援助の本

学校の  
お金のことで  
困ったり…

シューガク  
エンジョ  
やってみて!

子どもの学びを支えるセーフティネット

編 全国学校事務職員制度研究会 (制度研)  
「なくそう! 子どもの貧困」全国ネットワーク



制服代を工面できない、修学旅行に行けない……  
無償の義務教育で、お金のことで困ってはいませんか?  
そんなとき役に立つのが、子どもの学びを支えるセーフティネット=就学援助制度。  
だれもが安心して小中学校で学べるように、  
子どもと家庭に育ちと学びの権利を届ける各地のとくみを紹介します。

就学援助制度のしくみを知って、みんなでよりよく使いましょう!



A5判/並製/168ページ/●定価1575円  
巻頭8ページ2色刷り

## もくじ

就学援助がよくわかる Q&A  
就学援助制度の使い方 申請から受給まで

### 1 地域で・みんなで支えあう

西村よし子/崔江以子/芦澤 香/松隈好兼

### 2 わかりやすく利用しやすい制度を

木村伸子/藤安京子/藤井ひとみ

### 3 必要なときに役立つ援助を

藤綱みどり/北嶋博行/小森幸子

### 4 災害時 のセーフティネット

鈴木久之/各地から

### 5 お金の心配をしなくて高校に

古澤絵美/近藤 満

### 6 就学援助と学校のお金を考える

中嶋哲彦

### ・コラム わたしのまちで

栗林知絵子/片山かおる/田中瑞穂

#### ★ 就学援助制度とは ★

子どもたちが安心して楽しく学校生活を送れるように、憲法や教育基本法、学校教育法などに基づいて、義務教育である小中学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が援助する制度です。

かもがわ出版

〒602-8119 京都市上京区堀川通出水西入  
http://www.kamogawa.co.jp info@kamogawa.co.jp

TEL 075-432-2868  
FAX 075-432-2869

A5判/168ページ  
並製/定価1575円

きりとり線

注文書	取扱店	京都・かもがわ出版 (FAX 075・432・2869)	
	注文数	<b>元気がでる就学援助の本</b> 子どもの学びを支えるセーフティネット	全国学校事務職員制度研究会 [編] 子どもの貧困ネットワーク
	部	ISBN 978-4-7803-0525-8 C0037	税込価格 1575円 (本体 1500円)
	お名前 (ふりがな)	_____	
	ご住所 〒	_____	
	TEL	_____	

就学援助制度がわかる Q&A

就学援助制度の使い方 申請から受給まで

この本を手にとりてくださったみなさんへ

●竹山トシエ 全国学校事務職員制度研究会代表

1 地域で・みんなで支えあう

〔神奈川・大和市〕地域でつくる「就学援助をすすめる会」

お金をかけさせない学校に ●西村よし子 大和生活と健康を守る会

〔神奈川・川崎市〕外国につながる子ども・親に寄り添う

情報弱者の人権を守る ●崔江以子 川崎市ふれあい館

〔山梨〕自営業者の生活を支える

つぶやきを大きなとりくみに ●芦澤 香 就学援助をよくする会

〔福岡〕おたよりは家庭訪問で配布

学校と福祉の人と制度をつなぐ ●松隈好兼 公立中学校教員

2 わかりやすく利用しやすい制度を

〔東京・板橋区〕一時立て替えをなくす独自制度

入学前に中学校準備金支給 ●木村伸子 元公立小学校事務職員

〔広島・広島市〕教職員のための就学援助研修会

国・県・私立学校にも支給 ●藤安京子 公立中学校事務職員

〔大阪・吹田市〕学校代行手続き・直接申請方式

学校は保護者の味方です ●藤井ひとみ 公立中学校事務職員

3 必要なときに役立つ援助を

〔長野・伊那市〕家庭のサインをキャッチする

困ったときには思い出して ●藤網みどり 公立小学校学校事務職員

〔神奈川・横浜市〕クラブ活動費・PTA会費・生徒会費も支給

年度内はさかのぼって支給 ●北嶋博行 公立小学校学校事務職員

〔福島〕学習権を保障する子どもの健康

子どもの医療と就学援助 ●小森幸子 公立小学校学校事務職員

4 災害時のセーフティネット

〔福島・二本松市〕どう考える？ 学校のお金

被災家庭の子どもを支える ●鈴木久之 公立小学校学校事務職員

被災家庭を支える ●各地から

5 お金の心配をしないで高校に

〔長野〕中3 進路説明会で高校進学に必要なお金を明示

事務室を学費の相談窓口 ●古澤絵美 公立中学校学校事務職員

〔埼玉〕高校進学への国民的願いに応える

高校にも就学援助制度 ●近藤 満 公立高等学校定時制事務職員

6 就学援助と学校のお金を考える

就学援助制度を使い切り、よりよい社会に

学校のお金の民主主義 中嶋哲彦 ●名古屋大学大学院教育発達科学研究科教授

★コラム★わたしのまちで

〔東京・豊島区〕地域のおばちゃんパワーで地域を出発点 ●栗林知絵子 保護者

〔東京・小金井〕提案型の調査活動で一歩ずつ改善をすすめて ●片山かおる 小金井市議会議員

〔東京・青梅〕Never give up! 子どもたちが輝く町をめざして ●田中瑞穂 青梅市議会議員

★詩★修学旅行に行けないとは

★資料★就学援助の支給内容と金額(国のめやす) ●高津圭一 公立小学校学校事務職員

▶ ページ見本

就学援助制度がわかる Q&A

就学援助制度とは、子どもたちが安心して楽しく学校生活を営めるように、憲法や教育基本法、学校教育法などに基いて、義務教育である小学校の子どもがいる家庭に学用品費や学校給食費などを市町村が補助する制度です。

Q1 かわいいことはどうしたらわかりますか？

A 就学援助制度は、市町村が実施しています。自治体ごとに認定の基準や手続き、支給内容や対象が異なります。お住まいの市町村の教育委員会にお問い合わせください。お子さんが通う学校の担任の先生や事務職員に問い合わせても、教えてくれるでしょう。ホームページや広報に説明を載せている市町村や、学校をおとってお知らせを配っている教育委員会もあります。

Q2 就学援助でもらったお金は、使えて返さなくてはいけませんか？

A 貸付金ではありませんので、返す必要はありません。安心して手紙さしてください。

Q3 この制度を利用すると学校にかかるお金はいらなくなるのですか？

A 就学援助を受けても家庭で負担するお金はあります。援助される額と金額は目安を示していますが、市町村によって異なります。義務教育でも実際には、いるお金が少なくなっていきますが保証です。▶ 51 ページ

Q4 だれでも就学援助を利用できるのですか？

A 小学生のいる家庭なら、申請はだれでもできます。両親もありません。国立・私立学校でも利用できる市町村もあります。▶ 118、68 ページ

巻頭2色ページより

Never give up!  
子どもたちが輝く町をめざして

田中瑞穂…東京・青梅市議会議員

2011年4月の統一地方選挙で青梅市議会議員になりました。私は異例なまでに全職員の選挙ですべても選ばれるという経験もしたもので、どうしても青梅の子どもたちと同じ思いをさせたくないという気持ちで議員活動にとりかかっています。

ですので、当選後はいじめの被害では一般市民のテーマに就学援助の拡充を選びました。「就学援助制度の拡充で安心して学べる環境」というタイトルにして市議会の議場に立ちました。

まずは、就学援助は義務的なものということを強調し、青梅市の状況を確認しました。

「そもそも就学援助制度は、学校教育法第19条の規定―経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を弁済しなければならない―に基づき、学用品費、学校給食費、修学旅行費などを補助する制度であった、必要な援助を弁済しなければならないという義務的なもので、

以上に観点から質問いたします。就学援助の申請の増減と認定数、給付金の増減はどうなっていますか？

これに対し、教育長はつぎのように答弁しました。

「平成21(2009)年度と22(2010)年度を比較いたしますと、就学援助費の申請者数につきましては、平成21年度の申請者は1470人で、児童・生徒数に対する申請率は12.58%でありました。一方、平成22年度の申請者は1549人で、児童・生徒数に対する申請率は13.52%でありました。増減を比較いたしますと、申請者数は79人、率で0.94ポイントの増加となっております。

また、認定数、不認定数の増減ですが、平成21年度の認定数は1290人、不認定数は180人、一方、平成22年度の認定数は1417人、不認定数は132人であり、認定者数は近年増加の傾向にあります。

申請者が少ないに比べて、認定してもらえない世帯が増えてきた、そんな状況がわかりました。

さらに、だからこそ3区並みに公表すべきでないかと質問しました。財務確保のための提案も行いました。



1章とびらより

コラムより

えっ!! 就学援助の制度代、  
それまで、待つてもらえますか？

お店は現金払いで  
お願いして  
おりました…

あんなに中学校  
ヤサシク  
31,970円

3章とびらより

長野・伊那市 家庭のサインをキャッチする  
困ったときには思い出して  
教育委員会と事務職員で事務改善

長野・公立小学校学校事務職員  
藤網みどり

「事務処理の方向に子どもと親の姿を感じながら」

「問題文を書き……大きな第一歩」

2000年度まで、私が勤務する伊那市では、就学援助のお知らせ文書がありませんでした。市教育委員会では、市報で知らせているということで、なかなか実現できませんでした。伊那市では1995年度から教育委員会とともに、学校事務職員が研究するしくみはできていたため、さまざまな研究や事務改善はすすめていました。しかし、就学援助に関しては、私たち自身も、なかなか手をつけれないでいました。

2001年度、教育委員会の担当者が変わったことを一つのきっかけに、私たちの思いを伝えました。就学援助事務を改善し、保護者に都合の良いだけでなく、学校現場でも的なる事務処理をしたいという思いでした。その結果、学校事務職員と教育委員会が一緒に研究することにより、お知らせの文書が出来るようになりました。そして、つぎつぎと事務処理についても改善できるようになりました。

私は、最初研究をはじめたときの担当者の言葉が忘れられません。  
「私も周知文書を出していなかったのは怠慢でした。就学援助は『申請』ではなく、教育委員会が義務として行うべき『調査』の書類です」  
私たちは以上に関係法令や資料をしっかりと勉強して感じて感謝しました。お互

本文より

資料「就学援助制度のご案内」

小学生・中学生の保護者のみなさんへ  
お子さんが安心して勉強できるように応援します

教育委員会

ご入学、ご進学おめでとうございます。本市には経済的な理由により就学が困難な児童・生徒の保護者(父又は母)である等の家庭がある方)に対し、学用品費・校外活動費・学校給食費等を補助する制度がありますので、ご案内いたします。

【対象となる家庭(次の2つの条件を満たす保護者が支給対象です。】

(1) 伊那市に住民登録がある。  
本市から通学する児童生徒の保護者の方は、住民登録がある市町村の教育委員会へご相談ください。

(2) 経済的理由でお子さんの就学に困っている。  
市民税非課税世帯である、ひとり親家庭等で児童扶養手当を受給している、失業、倒産、不慮の事故等により保護者の収入状態が生活が困難である等の家庭が該当します。

【対象には「就学援助費支給申請書(兼世帯別)」の補助申請書(1-9)のいずれかに該当するご家庭が対象となります。

【給付内容】

学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費(市内の学校のみの)、給入学用品費(小学生1年生、中学生1年生のみ)、修学旅行費(小学生6年生・中学生3年生のみ)、学校給食費等について、伊那市の基準額を上限に支給いたします。

【申請の手続き】

(1) 就学援助費支給申請書(兼世帯別)を、4月上旬までのご案内に配布しています。経済的理由により就学が困難な児童生徒のご家庭は、学校にご相談ください。

(2) 就学援助の受給を希望されるご家庭は、「就学援助費支給申請書(兼世帯別)」の表裏面に必要事項をご記入いただき、児童・生徒の在学する小・中学校へ提出してください。

(3) すでに昨年まで支給されており、継続して受給を希望されるご家庭も必ず提出してください。

(4) 同一世帯で兄弟、姉妹が在学している場合は、お子さんひとりひとりそれぞれ1枚ずつ記入し提出してください。

(5) 申請年度1月2日以後に本市へ転入したご家庭は、転入前1月1日の住所地の所得証明を提出してください。証明は6月から発行する自治体が多いため、当初申請に際し合わせて後日証明書を提出してください。1世帯で複数の子どももいる場合については申請する場合は、最上級生の申請書に添付してください。

★学校への申請書提出期限: 年 月 日  
該当すると思われるご家庭は、申請書を提出してください。

101